



発行 東京都

目次

34

規則

- 東京都公報発行規則の一部を改正する規則……………(総務局総務部文書課)…一
- 東京都公印規程の一部を改正する規則……………(同)…二
- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則……………(総務局人事部人事課)…三
- 東京都契約事務の委任等に関する規則の特例に関する規則を廃止する規則……………(財務局経理部総務課)…三
- 東京都知事公館管理規則を廃止する規則……………(財務局建築保全部庁舎管理課)…四
- 東京都都市再開発事業財務規則の一部を改正する規則……………(都市整備局総務部企画経理課)…四
- 東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)…四
- 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境局自然環境部緑環境課)…四
- 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局保健政策部保健政策課)…七
- 東京都国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)…七
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)…八
- 東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則……………

- 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)…八
- 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)…八
- 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)…九
- 化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全部食品監視課)…九
- 東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(中央卸売市場管理部総務課)…九
- 東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則……………(同)…九
- 東京都臨海地域開発発事業財務規則の一部を改正する規則……………(港湾局総務部財務課)…一〇
- 東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則……………(港湾局臨海開発部誘致促進課)…二
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………(会計管理局管理部会計企画課)…二
- 東京都物品管理規則の一部を改正する規則……………(同)…二
- 東京都工事施行規程の一部改正……………(財務局建築保全部技術管理課)…三
- 東京都シルバーパス条例施行規則附則第十六項の規定により知事が別に定める者……………(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)…三

規則

東京都公報発行規則の一部を改正する規則を公布する。

(平成二十七年三月三十一日)

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十号

東京都公報発行規則の一部を改正する規則

東京都公報発行規則(昭和五十一年東京都規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「議会の議決事項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。
第六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十一号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程(昭和二十八年東京都規則第五百十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一 四の部の12の2の項中「多摩ニュータウン整備事務所」の下に、「健康安

全研究センター」を加え、

「多摩ニュータウン整備事務所は
所長

を

「多摩ニュータウン
所長
健康安全研究セ
整部管理課長

ン整備事務所は

ンターは企画調

に改め、六の部21の項用途の欄中「支庁」を「財務局、支庁」に改

め、同項公印管理者の欄中

「支庁は総務課長

を

「財務局は経理部
支庁は総務課長

総務課長

に改め、同部21の7の項を次のように改める。

21の7	同	同	財務局契約事務専用(財務局経理部契約第一課及び契約第二課の処理に係るものに限る。)	財務局経理部契約第一課及び契約第二課長
------	---	---	---	---------------------

別表第一 四の部21の8の項中「篆書」を「同」に改め、三十の八の部を次のように改める。

三十の八	専用東京都第一市街地整備事務所 所長印	50の14	同	方二五ミリメートル	六町地区整備事務所 務用	六町地区整備事務所 所長
------	------------------------	-------	---	-----------	-----------------	-----------------

別表第二 21の7の項を次のように改める。

21の7	契約事務 東京都知事印 代理之 何課専用
------	-------------------------------

別表第二 21の8の項の次に次のように加える。

21の9 削除

別表第二 50の14の項を次のように改める。

50の14	東京都六町地区整備事務所	東京都第一市街地整備事務所 所長	専用
-------	--------------	---------------------	----

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第七十二号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則(昭和四十年東京都規則第七十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一本局の項を次のように改める。

本局	総務部総務課課長代理(庶務担当)、課長代理(秘書担当) 及び 課長代理(文書担当) 総務部企画調整課課長代理(企画調整担当) 総務部経営管理課課長代理(経営管理担当) 総務部財務課課長代理(主計係長) 及び課長代理(財務係長) 職員部人事課課長代理(人事第一係長)、課長代理(人事第二係長) 及び課長代理(服務指導係長) 職員部労働課課長代理(労務厚生係長)
----	---

別表第二本局の項を次のように改める。

本局	総務部総務課課長代理(秘書担当)、課長代理(秘書事務担当)、 課長代理(調整担当)、課長代理(庶務担当)、課長代理(文書担当) 及び課長代理(法務担当) 総務部主計課課長代理(財務担当)、課長代理(財務調査担当)、 課長代理(改革推進担当)、課長代理(出資法人担当)、課長代理(予算担当) 及び課長代理(予算調査担当) 総務部調査課課長代理(調査係長) 職員部人事課課長代理(管理担当)、課長代理(人事担当)、課長代理(人事調査担当) 及び課長代理(給与担当)
----	---

職員部労働課課長代理(労務係長) 及び課長代理(労務調査担当)
職員部監察指導課課長代理(服務指導係長)、課長代理(服務指導担当)、課長代理(業務指導係長) 及び課長代理(業務指導担当)

別表第三本局の項を次のように改める。

本局	総務部総務課課長代理(秘書係長)、課長代理(秘書担当)、課長代理(庶務係長)、課長代理(文書係長)、課長代理(法務担当) 及び課長代理(調整担当) 総務部理財課課長代理(財務担当)、課長代理(財政調査担当)、課長代理(予算担当)、課長代理(経営管理担当) 及び課長代理(監理団体担当) 職員部人事課課長代理(庶務係長)、課長代理(人事係長)、課長代理(人事制度担当)、課長代理(人事給与情報管理係長)、課長代理(服務指導係長) 及び課長代理(服務指導担当) 職員部労働課課長代理(労務係長)
----	--

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都契約事務の委任等に関する規則の特例に関する規則を廃止する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第七十三号

東京都契約事務の委任等に関する規則の特例に関する規則を廃止する規則
東京都契約事務の委任等に関する規則の特例に関する規則(平成二十五年東京都規則第二百二十九号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都知事公館管理規則を廃止する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十四号

東京都知事公館管理規則を廃止する規則

東京都知事公館管理規則(昭和四十九年東京都規則第百七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都都市再開発事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十五号

東京都都市再開発事業財務規則の一部を改正する規則

東京都都市再開発事業財務規則(平成十四年東京都規則第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「再開発事務所に」を「東京都第二市街地整備事務所に」に、

「再開発事務所管理課長」を「東京都第二市街地整備事務所管理課長」に改める。

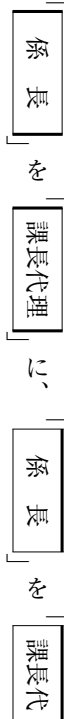
第四条中「再開発事務所に」を「東京都第二市街地整備事務所に」に改め、同条第二

号中「再開発事務所管理課長」を「東京都第二市街地整備事務所管理課長」に改める。

第二十条、第六十五条第一項及び第八十条第一項中「再開発事務所」を「東京都第二

市街地整備事務所」に改める。

別記第一号様式中



「」に改める。

別記第二号様式(裏)、別記第三号様式(裏)及び別記第五号様式(裏)中



課長代理に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都市再開発事業財務規則別記第一号様式から第三号様式まで及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十六号

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

東京都環境影響評価条例施行規則(昭和五十六年東京都規則第百三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第八 十三の部中(三)の項から(六)の項までを(四)の項から(七)の項までとし、(二)の項の次に次のように加える。

(三) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第百

五条第一項の規定に基づく許可の申請

別表第八 十四の部中(四)の項を(五)の項とし、(三)の項を(四)の項とし、(二)の項の次に次のように加える。

(三) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百五条第一項の規定に基づく許可

の申請

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十七号

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号ロ中「海岸保全施設」の下に「(樹林を除く。)」を加え、同号ニ中「河川管理施設」の下に「(樹林帯を除く。)」を加える。

第三十二条第一号ハ(ロ)中「海岸保全施設」の下に「(樹林を除く。)」を加え、同号ハ(二)中「施設」の下に「(樹林帯を除く。)」を加える。

第四十三条第四号ハ中「次に掲げるものを行うために伴って」を「次に掲げる行為に伴って」に改め、同号ハ(2)中「管理」の下に「(樹林に係る管理を除く。)」を、「海岸保全施設」の下に「(樹林を除く。)」を加え、同号ハ(4)中「管理」の下に「(樹林帯に係る管理を除く。)」を加え、同号ニ(2)中「河川管理施設」の下に「(樹林帯を除く。)」を加える。

第四十八条第一号ハ中「河川管理施設」の下に「(樹林帯を除く。)」を加える。
別表第二備考一中「同令第一項第二号」を「同項第二号」に改める。
別記第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第2号様式(第7条関係)

緑化計画書

年 月 日

東京における自然の保護と回復に関する条例第14条第1項の規定により、下記の上より緑化計画書を届け出ます。

東京都知事 殿

〔代理人〕 氏 名

住所

氏 名

電話番号

担当氏氏名

印

〔事業者〕 氏 名

住所

氏 名

電話番号

印

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

行為の名称					<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 改築、増築
行為の地						
施設の種類						
法定種別	敷地面積	建築面積	緑地面積	緑地面積(新築可算部分)	接道部長	
	%	m ²	m ²	m ²	m	m
地上部の緑地面積	m ²	地上部緑化面積	m ²	緑地面積計	C=A+B	
種別	A	B	D	m (%)		

◎ 緑化計画の策定に当たっては、①≧A、②≧B、③≧C、④≧Dとなるように緑地面積を確保すること。

地上部	緑地面積(樹木)	高	中	低	木	計
既存樹木	m ²	本	本	本	本	本
植栽樹木	m ²	本	本	本	本	本
計	①	m ²	本	本	本	本
建築物上	緑地面積(樹木)	緑地面積(芝、草花等)				計
屋上	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
壁面	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
バルコニー等	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
種別	②	③	④	⑤	⑥	⑦
計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
合計	⑧=①+②		⑨=③+④		⑩=⑤+⑥	
緑地面積の接算	建築物上(又は地上部)緑化が困難な理由		接算面積		接算面積	
接道部緑化	地上部	建築物上	緑化長さ合計	緑化率		
	m	m	m	%	⑪=⑦/E	

◎ 完了予定年月 年 月 日

※受付処理欄	受付番号	受付年月日	処理欄
--------	------	-------	-----

備考 1 ※受付処理欄は記入しないこと。
2 位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画平面図(屋上も含む。)、緑化計画断面図、緑地面積等計算図表、建築物立面図(2面以上)、樹木等一覧表(別紙)を添付すること。

(日本工業規格A列4種)

緑化完了書

年 月 日
東京における自然の保護と回復に関する条例第14条第2項の規定により、下記のとおり緑化完了書を提出します。

東京都知事 殿
[代理人] 千 住 所 氏 名 印
住 所 氏 名 印
電 話 番 号 印
電 話 番 号 印
担 当 者 氏 名 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

Table with columns for behavior name, type, management, and maintenance records. Includes sub-sections for '緑地管理種別' and '緑地管理種別'.

Main table for greenery completion with columns for area type (地上部, 建築物上), greenery type (樹木, 芝草等), and area (㎡). Includes calculation formulas like ①≧A, ②≧B, etc.

Form for receiving number and date: 計画書受付番号, 受付番号, 受付年月日, 処理番号.

備考 1 ※受付処理欄は記入しないこと。
2 緑化完了の状況を示す平面図、写真等を添付すること。
3 緑化の完了内容が計画と異なる場合は、完了内容について、樹木等一覧表(第1号様式別紙)を添付すること。

(日本工業規格A列4番)

樹木等一覧表

Large table listing trees with columns for classification (分類), name (植物名), height (高さ), size (規模), and notes (備考). Includes sub-sections for '地上部' and '建築物上'.

注 1 可動式の植栽基盤の場合には、備考欄に注記する。
2 ペランゴラ等に設置するものは、植栽基盤の設置場所を備考欄に記入する。
3 既存樹木や移植樹木がある場合は、備考欄に既存、移植の別を記入する。
4 上記の内容を盛り込んだ独自の様式でもよい。

(日本工業規格A列4番)

附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京における自然の保護と回復に關する条例施行規則別記第二号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十八号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号へ中、「第三十二条第三項及び第三十二条の三第三項」を「及び第三十二条第三項」に改め、「、販売に供する食品であつて栄養表示がされたもの（特別用途食品及び法第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。）」を削り、「（特別用途食品、法）」を「（特別用途食品及び法）」に改め、「及び販売に供する食品であつて栄養表示がされたもの」を削り、同条第二十五号へ中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改め、同条第二十六号を次のように改める。

二十六 食品表示法（平成二十五年法律第七十号。以下この号において「法」という。）に基づく次に掲げる事務に關すること。

- イ 法第六条第八項の規定による消費者の生命若しくは身体に対する危害の発生若しくは拡大の防止を図るための措置命令又は業務の停止命令
- ロ 法第八条第一項及び第二項の規定による報告の徴収、立入検査及び無償収去
- ハ 法第十二条第三項の規定による申出に係る調査

第一条第二十七号中ヲをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、同号又中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に、「同条第一項第一号及び第二号」を「同条第一項から第三項まで」に改め、同号中ヌをヲとし、リをルとし、同号チ中「及び記章」を「、記章

及び許可済証」に改め、同号中チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、同号ホ中「第五条の四」を「第五条の六」に改め、同号中ホをトとし、同号ニ中「第五条の三」を「第五条の五」に改め、同号中ニをヘとし、同号ハ中「第五条の二」を「第五条の四」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 条例第五条の二第一項の規定による許可済証の交付、同条第二項の規定による変更の届出の受理及び同条第三項の規定による許可済証の再交付
- ニ 条例第五条の三第一項及び第二項の規定による許可申請書の受理並びに同条第三項の規定による変更の届出の受理
- 第一条第二十七号に次のように加える。

タ 規則第五条の二第三項の規定により返納される許可済証の受理

レ 規則第六条第二項の規定による許可済証の書換え交付

第二条中「第二十七号ル」を「第二十七号ワ」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条第二十七号の改正規定及び第二条の改正規定は、平成二十七年十月一日から施行する。
- 2 食品製造業等取締条例の一部を改正する条例（平成二十七年東京都条例第五十三号。以下「改正条例」という。）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる行商人に係るこの規則による改正前の東京都保健所長委任規則第一条第二十七号イの規定に基づく鑑札及び記章の再交付及び届出書の受理に係る事務並びに同号チからワまでに規定する事務については、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

東京都国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十九号

東京都国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成十七年東京都規則第二百十六号）

の一部を次のように改正する。

第三条及び第七条第一号中「繰入金」の下に「及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則（平成十一年東京都規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号中「第百十五条の三十二第二項第一号」を「第百十五条の三十二第二項第一号及び第二号」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十一号

東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバーパス条例施行規則（平成十二年東京都規則第三百四十号）の一部を次

のように改正する。

附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 第二条の規定にかかわらず、平成二十七年年度にパスの発行を受ける者で市町村民税非課税者等（平成二十六年年度にパスの発行を受けた者に限る。）その他市町村民税非課税者等に相当する者として知事が別に定める者の費用負担額は、千円とする。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十二号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成五年東京都規則第三十号）の一部を次のように改正する。第六条中「第十八条の二第一項の規定により」の下に「認知症対応型老人共同生活援助事業の改善命令を受けた者、法第十八条の二第二項の規定により」を加える。

別記第十六号様式中「老人福祉法 第18条の2第1項」を「老人福祉法」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の老人福祉法施行細則別記第十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十三号

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十三項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の一項を加える。

14 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十四号

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項及び第七項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十五号

化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則(昭和五十九年東京都規則第五百十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「による学校」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の規定による幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十六号

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例(平成二十七年東京都条例第五十九号)の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十七号

東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則

東京都中央卸売市場財務規則(昭和三十九年東京都規則第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

別記第二十五号様式中

「**委託**」を

「**課長代理**」に、

「**委託**」を

「**課長代理**」に改める。

別記第二十六号様式甲中

「**委託**」及び

「**会計系長**」を

「**課長代理**」に改める。

別記第二十六号様式乙中

「**委託**」を

「**課長代理**」に改める。

別記第二十六号様式の二甲中

「**委託**」及び

「**会計系長**」を

「**課長代理**」に改める。

改める。

別記第二十六号様式の二乙、別記第二十七号様式甲及び別記第二十七号様式乙中

「**委託**」を

「**課長代理**」に改める。

別記第二十九号様式中

「**委託**」を

「**課長代理**」に改める。

別記第三十一号様式、別記第三十五号様式の二、別記第三十五号様式の三、別記第三十八号様式、別記第四十一号様式、別記第五十一号様式甲、別記第五十六号様式乙から別記第五十七号様式甲まで、別記第五十七号様式の二、別記第六十号様式の二及び別記第六十六号様式から別記第六十八号様式丙までの規定中

「**課長代理**」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央卸売市場財務規則別記第二十五号様式から第二十六号様式乙まで、第二十六号様式の二甲、第二十六号様式の二乙、第二十七号様式甲、第二十七号様式乙、第二十九号様式、第三十一号様式、第三十五号様式の二、第三十五号様式の三、第三十八号様式、第四十一号様式、第五十一号様式甲、第五十六号様式乙から第五十七号様式甲まで、第五十七号様式の二、第六十号様式の二及び第六十六号様式から第六十八号様式丙までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年三月三十一日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十八号

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発事業財務規則(昭和三十九年東京都規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

別記第二十一号様式、別記第二十二号様式及び別記第二十四号様式から別記第二十六号様式の二までの規定中

「**委託**」を

「**課長代理**」に改める。

別記第三十二号様式中

「**委託**」を

「**課長代理**」に改める。

別記第四十五号様式、別記第四十六号様式及び別記第四十九号様式中

「**課長代理**」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都臨海地域開発事業財務規則別記第二十一号様式、第二十二号様式、第二十四号様式から第二十六号様式の二まで、第三十二号様式、第四十五号様式、第四十六号様式及び第四十九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十九号

東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発規則(平成十三年東京都規則第八十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「二十九円」を「二十八円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに貸し付けた貸付期間が一月未満の一時貸付けに係る貸付料については、なお従前の例による。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「係長」を「課長代理」に改め、同条第四項中「係長若しくは主査又は担当係長」を「課長代理」に改める。

第八条第三項中「係長()」を「課長代理()」に改め、「又は主査」を削り、「担当係

長若しくは係員(係長、主査又は担当係長)を「係員(課長代理)」に、「係長若しくは主査若しくは担当係長」を「課長代理」に改め、同条第四項中「係長若しくは主査又は担当係長若しくは」を「課長代理又は」に改める。

第八十一条第二項中「係長若しくは主査又は担当係長若しくは」を「課長代理又は」に改める。

別記第三号様式及び第十五号様式中「~~係長~~」を「~~課長代理~~」に改める。

別記第二十一号様式中「係長」を「課長代理」に改める。

別記第二十六号様式甲、第四十一号様式の二甲、第四十四号様式、第四十五号様式、第四十九号様式、第五十号様式甲及び第五十四号様式中「~~係長~~」を「~~課長代理~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都会計事務規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都物品管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十一号

東京都物品管理規則の一部を改正する規則

東京都物品管理規則(昭和三十九年東京都規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「係長()」を「課長代理()」に改め、「又は主査」を削り、「担当係長若しくは係員(係長、主査又は担当係長)を「係員(課長代理)」に、「係長若しくは主査若しくは担当係長」を「課長代理又は」に改める。

別記第三号様式甲及び第十一号様式中「~~係長~~」を「~~課長代理~~」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都物品管理規則別記第三号様式甲及び第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令

●東京都訓令第七十六号

庁 中 一 般
支 業 所
事

東京都工事施行規程（昭和四十六年東京都訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

別記第二号様式(表中)

係 長

及び

担当係長

を

課長代理

に改める。

別記第三号様式、別記第五号様式及び別記第六号様式中

主 管 係 長

を

主 管 課 長 代 理

に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第五百四十二号

東京都シルバークラス条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十七年東京都規則第八十一号）による改正後の東京都シルバークラス条例施行規則（平成二十二年東京都規則第三百四十号。以下「改正後の規則」という。）附則第十六項の規定により知事が別に定める者は、次のとおりとする。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 平成二十六年度にバスの発行を受けた者で、東京都シルバークラス条例施行規則の一部を改正する規則による改正前の東京都シルバークラス条例施行規則第十五項の規定により費用負担額を千円とされたもの（改正後の規則附則第十六項に規定する市町村民税非課税者等及び平成二十六年東京都告示第四百三十七号（東京都シルバークラス条例施行規則附則第十五項の規定により知事が別に定める者）二の規定に基づき費用負担額を千円とされた者を除く。）

- 二 平成二十七年度にバスの発行を受ける者で、平成二十六年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が百二十五万円以下であることを証したものの（やむを得ない事由により平成二十六年の合計所得金額が百二十五万円以下であることを証することができない場合は、平成二十五年の合計所得金額が百二十五万円以下であることを証したもの）

附則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円

一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社

東京都文京区小石川二丁目三番七号

電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002